

# 練馬区犯罪被害者等支援

## 基本方針

平成 21 年 3 月

練 馬 区

## 目次

第1章	練馬区犯罪被害者等支援基本方針の策定にあたって	1
1	策定にあたって	1
2	基本方針の性格	2
3	対象となる犯罪被害者等とは	2
	(1) 犯罪等、犯罪被害者等とは	
4	犯罪被害者等支援施策のこれまでの動き	4
	(1) 国の取組	
	(2) 都の取組	
	(3) 練馬区の取組	5
第2章	練馬区犯罪被害者等支援基本方針	6
第3章	今後の取組にあたって	8
(資料編)		10
	・(資料1) 犯罪被害者等基本法	11
	・(資料2) 犯罪被害者等支援制度検討委員会の 設置について	17
	・(資料3) 練馬区犯罪被害者等支援基本方針策定の経過	20
	・(資料4) 練馬区犯罪被害者等支援推進連絡会議設置要綱	21
	・(資料5) 練馬区内の犯罪発生状況(平成20年中)	24

# 第 1 章

## 練馬区犯罪被害者等支援基本方針の策定にあたって

### 1 策定にあたって

区では、安全で安心して暮らせる地域社会の実現のために、地域での防犯体制を強化する等、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力を重ねているところです。

しかしながら、さまざまな犯罪が跡を絶ちません。

これまで、理不尽に犯罪に巻き込まれた犯罪被害者等の方々は、人権が十分に尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な情報や支援が届かず、社会において孤立することを余儀なくされた状況にありました。

さらに、犯罪被害等による直接的な被害のほか、犯罪被害者等の置かれている立場への周囲の無関心や、被害者等は特別に尊重され、加害者からの弁償のほか十分な援助が受けられ、損害の回復ができていないという誤った認識などから生じる二次的被害が、犯罪被害者等をさらに苦しめています。

区ではこのような状況にある犯罪被害者等の方々の立場に立って、その方々の人権が尊重され、尊厳にふさわしい処遇を受けられる権利を守らなければならないという基本理念に基づいて、平成 20 年 7 月に、「練馬区犯罪被害者等支援制度検討委員会」を設置し、今後の犯罪被害者等支援について、検討をしてきました。

さらに、犯罪被害者等支援に活用することのできる区の施策については、「犯罪被害者等支援制度検討作業部会」を設置し、連携のあり方を検討してきました。

区民の誰しものが、犯罪被害者等となるおそれがあります。

区は、犯罪被害者等の声を真摯に受け止め、国や東京都、そして警察や関係機関等との適切な役割分担のもと、犯罪被害に遭われた方々へ必要な支援が届くように、「犯罪被害者等基本法

(平成17年4月1日施行)」(以下「基本法」という。)の理念を尊重し、「練馬区犯罪被害者等支援基本方針」を策定しました。

## 2 基本方針の性格

この基本方針は基本法に則し、国や都および関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、区における犯罪被害者等への支援を総合的に推進するための区の方針を示すものです。

犯罪被害者等への支援は、相談・情報提供・医療・住宅・就労・経済的支援など、被害の状況に応じて多岐にわたるため、この基本方針では、まず一つとして、支援を行う各組織の連携体制を考えました。

これまでも区では、犯罪被害者等の方々からの相談等に関しては、各相談窓口で対応し、所管しているさまざまな事業を個別に活用することで対応してきました。

今後は、区の全組織を挙げて、犯罪被害者等の多様なニーズに応えるための取組を、総合的に推進するとともに、国・都・警察および関係機関等と幅広く連携し、適切な支援への情報提供や橋渡し等に努めます。

もう一つは、二次的被害を防ぐための取組を考えました。

犯罪被害者等の方々の多くが二次的被害に悩んでいる現状を踏まえ、犯罪被害者等が抱える問題を正しく理解するために、対応に当たる職員の研修をはじめ、広く区民の方々を対象にした人権教育・啓発を進めます。

## 3 対象となる犯罪被害者等とは

この基本方針の対象となる犯罪被害者等とは、基本法第2条第2項と同じく「犯罪等により害を被った者及び家族又は遺族」を対象とし、練馬区に在住する区民を対象にします。具体的な区の個別支援については、既存の施策の中で定める要件に該当する場合とします。

### (1) 犯罪等、犯罪被害者等とは

ア 「犯罪等」については、「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう」(基本法 第2条第1項)

と定義します。

イ 「犯罪」とは、刑法をはじめとする、日本における刑罰法令に触れる行為を指します。刑罰法令とは、「暴力団による不当な行為の防止に関する法律」など刑罰規定を有する法律をいい、条例を含みます。

なお、当該行為の加害者がいわゆる責任能力のない者（例：刑事未成年者、心神喪失者）であっても、当該行為が構成要件に該当すれば、「犯罪」に含まれます。

ウ 「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、具体的例を次のとおりとします。

- ・ ストーカー行為には当たらないが、警告の対象となるようなつきまとい等
- ・ 配偶者暴力などにおける身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動
- ・ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食

エ 「犯罪被害者等」とは、犯罪等により被害を受けた方、その家族又は遺族を指します。また、事実婚のように法律上の身分関係に関係なく、家族と同一視しうる事情のある者なども含みます。

## 4 犯罪被害者等支援施策のこれまでの動き

### (1) 国の取組

昭和 49 年、三菱重工ビル爆破事件がきっかけになり、予期せぬ事件事故の被害者に対して公的救済制度を求める声が高まり、昭和 55 年「犯罪被害者等給付金支給法」が制定されました。

平成 8 年、警察庁が「被害者対策要綱」を策定し、被害者対策が警察業務の一つであることが明確になりました。

平成 12 年、犯罪被害者保護のため二法「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」、「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」が制定され、刑事手続に関して犯罪被害者等への配慮が強化されました。

平成 13 年、「犯罪被害者等給付金支給法」が改正され、給付範囲が拡充され、犯罪被害者等早期援助団体の指定が新設され、支援における民間支援団体等の役割の重要性が、一層認識されました。

さらにより総合的な取組を求める犯罪被害者等の声に応えるために、犯罪被害者等の権利や利益の保護が図られる社会の実現に向けて、平成 16 年「基本法」が成立、17 年 4 月 1 日に施行され、17 年 12 月には、「犯罪被害者等基本計画」が閣議決定されました。国が一貫して担う刑事・民事裁判制度や給付金制度などは、一層の整備が進められてきています。

基本法では、地方公共団体に対し、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた相談・情報提供、給付金の支給、保健医療、福祉サービス、雇用・住宅の確保等の多岐にわたる施策を、実施することを責務と定められています。

また、基本法・計画では、都道府県と区市町村の役割は区別しておらず、地域の状況に合わせて多岐にわたる施策を総合的に推進することを要請しています。

### (2) 都の取組

都では、これまで警視庁が中心的に担ってきた犯罪被害者対策に加え、平成 18 年に対応窓口を総務局人権部に設置し、平成 20 年 1 月に、「東京都犯罪被害者等支援推進計画」を策

定しました。これに基づき、20年4月、社団法人 被害者支援都民センターに、犯罪被害者等の東京都の総合相談窓口(電話)を開設しました。

今後は、相談機能や情報提供業務を充実するために、犯罪被害者等にとってもっとも身近な自治体である区市町村や民間団体との連携体制の構築を重点課題の一つとしています。

### (3) 練馬区の実施

区議会では、平成16年第二回定例会において陳情第145号(池袋通り魔事件の被害者ご遺族から提出)を採択し、「犯罪被害者支援制度の確立を求める意見書」を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣あてに提出しています。

基本法制定後、平成17年3月、人権・男女共同参画課主催人権シンポジウム「犯罪被害者の今、そしてこれから」の開催や、平成19年11月、人権週間パネル展「犯罪被害者を支える社会へ」などの人権啓発事業を通じて、犯罪被害者等の方々がいる立場への理解と二次的被害の防止のための啓発に取り組んできました。

区においては、これまでも犯罪被害者等の方々からの相談等に対しては、各相談窓口で対応し、所管している事業を個別に活用することで対応してきました。

平成20年1月に都が策定した「東京都犯罪被害者等支援推進計画」では、区市町村や民間支援団体との連携強化を今後の重点課題の一つとして挙げています。これを契機に、区として総合的に犯罪被害者支援施策を実施していくために、平成20年7月、練馬区犯罪被害者等支援制度検討委員会を設置し、今後の犯罪被害者等支援のあり方を検討してきました。

## 第 2 章 練馬区犯罪被害者等支援基本方針

練馬区は、理不尽に犯罪に遭ってしまった被害者の方々やその家族等の立場を十分に配慮して、その方々の人権を尊重し、尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を守ります。そして、国や都および関係機関等と連携し、被害の状況に応じた支援を適切に実施できるように努めます。

また、犯罪被害者等の方々の多くが、二次的被害に苦しめられている現状を踏まえて、二次的被害を防止するための取組を進めます。

これらのために、区は、犯罪被害者等基本法に則した以下の基本方針を策定し、犯罪被害者等の状況に応じた支援を、総合的に推進します。

- 1 区は、組織の機能を活用して、犯罪被害者等への支援を推進します。
  - (1) 総務部人権・男女共同参画課を施策担当窓口として、庁内および関係機関等との連携によって、被害者等支援を総合的に推進します。
  - (2) 多岐にわたる犯罪被害者等のニーズに対応するために、区の組織は、どの窓口を起点としても適切な支援につながるよう努めます。
- 2 区は、犯罪被害者等の状況に応じた支援と地域での防犯体制を強化します。
  - (1) 相談・情報提供、保健・福祉的支援、経済的支援など、区の様々な事業を活用して、犯罪被害者等の状況に応じた効果的な支援を推進します。
  - (2) 地域での防犯体制を強化し、犯罪を抑止することは、犯罪被害者等への精神的な支援の一つであるとの認識のもとに、安全安心のまちづくりの取組を推進します。



- 3 区の組織間および警察等関係機関等と連携し、犯罪被害者等への支援体制を強化します。
  - (1) 区の組織間および警察等関係機関等との情報交換の場として、練馬区犯罪被害者等支援推進連絡会議を設置し、支援の充実に努めます。
  - (2) 国や都、警察、民間被害者支援団体等と連携し、支援がより適切にきめ細かく柔軟に行えるように努めます。
  
- 4 区は、周囲からの配慮のない対応や中傷などがもたらす二次的被害を防止する取組を進めます。
  - (1) 区で働く全ての職員は、犯罪被害者等の心情に配慮した適切な対応に努めます。
  - (2) 区は、犯罪被害者等の立場や支援の必要性等について区民の理解を深めるための啓発や教育を推進します。

### 第3章 今後の取組にあたって

これまで犯罪被害者等支援は、警察が主体的に取り組むことが望ましいとされてきました。警察は事件発生直後から捜査過程において被害者等とじかに接します。

しかし、捜査過程で被害者等が受ける二次的被害の深刻さ、また乏しい情報の中で自ら被害に向き合い立ち直る過程は、加害者に比べてその権利が十分に尊重されていたとは言い難い状況がありました。

被害者等の立場を十分に尊重することを理念とした、基本法・基本計画の制定以後、警察や国が一貫して担う刑事・民事裁判制度や給付金制度などは、一層の整備が進められてきています。犯罪被害者等を支援する基本的な総枠は、補強されてきたと言えます。

それでは、区が行う犯罪被害者等支援とはどのようにあるべきでしょうか。

まず一点は、区が行う被害者等への支援は、その実施期間や時期が中長期であること、そして被害者等の方々は、犯罪被害直後から回復に至るまで、それ以降も区に住み続けるという想定を考えることが重要です。

平成20年4月に内閣府が公表した「地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する調査」によると、「警察では捜査機関としての立場から、初期的な支援を行っており、捜査終了後の中長期的な支援を行うのは困難である」、これに対して「地方公共団体は、福祉・医療・住宅・雇用に関する様々な制度を有しており、これらの諸制度を活用して被害者等の生活全般に係る支援を行う」という意見が述べられています。

つまり、警察は、事件発生直後の被害者等への付き添いや、状況聴取・捜査に関する相談などの初期・短期的被害者支援を行い、区はそれ以降の回復過程での中長期的支援を行うということです。この中長期的支援には、区に住まう犯罪被害者等が、地域でまさに平穏な日常生活をとり戻すまでの生活全般にわたる身近な支援施策が必要になります。

具体的には犯罪被害者等ニーズに応じて支援に関する国の制度等についての情報提供や橋渡しを行うこと、あるいは区の実施し

ている保健・福祉サービスや生活全般に関する様々なサービスを実施することです。

もう一点は、安全安心のまちづくりの取組みを一層進めることです。

地域ぐるみで防犯への取組を展開することは、自分と同じような犯罪は二度と起きてほしくないと切に願う犯罪被害者等の方々の、安心させ勇気づけることとなります。

区は、犯罪に強い地域社会をつくるのが犯罪被害者等への支援の一つであるとの認識に立ち、警察や消防など関係機関・区民等と連携・協働し、区民一人ひとりが、日頃から防犯・防火への意識を持ち、地域の中で区民の方同士が見守りあい、助け合う関係を構築・強化して安全・安心の地域社会を築いていきます。

区の各組織はこれら二点を踏まえ、基本法・国の基本計画の理念を尊重し、犯罪被害者等の方々の声を傾聴します。

そして、犯罪被害者等の方々の抱えている問題に対して理解を深めるとともに、関係機関等と連携しながら、現行の保健医療・福祉、教育、住宅等の各種施策の活用を推進し、または適切な情報提供・橋渡しに努めます。

区として被害者等支援のために何ができるかを常に検討し、地域に暮らす被害者等の方々の立ち直りを支援する施策を、自ら実施していく取組を進めていきます。

## (資 料 編)

- ・ (資料 1) 犯罪被害者等基本法
- ・ (資料 2) 犯罪被害者等支援制度検討委員会の設置について
- ・ (資料 3) 練馬区犯罪被害者等支援基本方針策定の経過
- ・ (資料 4) 練馬区犯罪被害者等支援推進連絡会議設置要綱
- ・ (資料 5) 練馬区内の犯罪発生状況 (平成 20 年中)

## (資料1) 犯罪被害者等基本法

### (平成十六年十二月八日法律第百六十一号)

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護を図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

- 3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

**第三条** すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

**第四条** 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第五条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

**第六条** 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

**第七条** 国、地方公共団体、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

**第八条** 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画(以下「犯罪被害者等基本計画」という。)を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。  
(法制上の措置等)

**第九条** 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

**第十条** 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

## 第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

**第十一条** 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。  
(損害賠償の請求についての援助等)

**第十二条** 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

**第十三条** 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

**第十四条** 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

**第十五条** 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報 の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

**第十六条** 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

**第十七条** 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を高める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

**第十八条** 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗(ちよく)状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

**第十九条** 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

**第二十条** 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

**第二十一条** 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収



集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

**第二十二条** 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

**第二十三条** 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

### 第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

**第二十四条** 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

(組織)

**第二十五条** 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

**第二十六条** 会長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

**第二十七条** 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

**第二十八条** 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

**第二十九条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

**第三十条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附 則(抄)

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[※平成十七年政令第六十七号により平成十七年四月一日から施行]

(資料 2)

平成 20 年 6 月 18 日  
総務部人権・男女共同参画課

## 犯罪被害者等支援制度検討委員会の設置について

### 1 設置目的

犯罪被害者等基本法（平成 17 年 4 月 1 日施行）は、地方公共団体に対して犯罪被害者等への相談・情報提供、保健医療・福祉サービスの提供、雇用・居住の確保、住民の理解促進などの多岐にわたる施策を、地域の実情に応じ自ら策定・実施することを求めている。

また犯罪被害者等基本計画（平成 17 年 12 月 27 日閣議決定）では、地方公共団体に対して、施策の総合的な推進を企画・調整する「施策担当部署」と、被害者からの相談や問い合わせに対応する「総合的な対応窓口」を設置するよう要請している。

東京都は平成 20 年 1 月に「東京都犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、今後は区市町村や民間支援団体との連携強化を重点課題の一つとしている。

区はもっとも身近な自治体として、犯罪被害を受けた区民が被害から回復し、再び平穏な生活を営めるように、関係機関・団体と連携協力しながら総合的な支援体制を整備する必要がある。

このため、区における犯罪被害者等への支援体制の整備に向けて検討を行う。

### 2 設置期間（予定）

平成 20 年 7 月から平成 21 年 3 月

### 3 検討事項

犯罪被害者等基本法に基づく、犯罪被害者等への区の支援体制の検討

(1) 区の実施の基本的な考え方

(2) 区の実施の現状と課題

(3) 区の実施の基本的な考え方に基づく、区の支援体制の検討

① 損害回復・経済的支援

② 精神的・身体的被害への支援

③ 支援体制整備への取組

④ 区民の理解の増進と配慮・協力確保への取組

- (4) 警察等関係機関との連携のあり方
- (5) その他、支援体制に必要な事項

#### 4 検討のスケジュール

	検討委員会	検討作業部会
20年7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各所管での支援事業と基本方針の検討</li> <li>・検討作業部会員の選出</li> </ul>	
20年8月～11月		<p><b>1 各所管での関連事業の抽出</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的被害への支援 (各種貸付金、見舞金、居住の安定、被害現場復旧、雇用の安定等)</li> <li>・精神的・身体的被害への支援 (保健・医療・福祉サービス、安全の確保、保護・捜査・公判等における配慮、障害等のある犯罪被害者等への対応等)</li> <li>・支援等のための体制整備 (相談窓口、犯罪被害者等の支援にあたる人材の育成、地域活動、警察や民間団体との連携等)</li> <li>・区民の理解と配慮・協力の確保 (学校教育、社会教育、区民啓発等)</li> </ul>
21年2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針のまとめ</li> </ul>	<p><b>2 各相談窓口を起点とした連携の検討</b></p> <p><b>3 基本方針と「支援の手引き(仮)」の検討</b></p>
21年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針の策定</li> </ul>	
21年4月 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等支援関係者連絡会議(仮称)の設置</li> <li>・手引き発行</li> <li>・犯罪被害者等支援関係者連絡会議の開催</li> </ul>	

## 5 犯罪被害者等支援制度検討委員会の構成

委員長 副区長

副委員長 総務部長

委員 広聴広報課長 企画課長 安全・安心担当課長  
人材育成課長 人権・男女共同参画課長  
経済課長 地域福祉課長 総合福祉事務所長（1）  
保健予防課長 子育て支援課長 住宅課長 庶務課長  
教育指導課長  
（15名）

※ 案件により、委員は上記委員に限らず機動的に招集できるものとする。

※ 委員会の下に、作業部会を設ける。

## 6 庶務

委員会の庶務は、総務部人権・男女共同参画課において処理する。

## 7 犯罪被害者等支援制度検討作業部会の構成

部会長 人権・男女共同参画課長

副部会長 安全・安心担当課長

部会員（下記の課から1名を部会員として選出する）

広聴広報課 企画課 安全・安心担当課  
人材育成課 人権・男女共同参画課  
経済課 地域福祉課 総合福祉事務所（1）  
保健予防課 子育て支援課 住宅課 庶務課  
教育指導課

※ 案件により、部会員は上記会員に限らず機動的に招集できるものとする。

(資料 3)

### 犯罪被害者等支援基本方針策定の経過

開催日	区分	内容
H20. 7. 16	第 1 回 犯罪被害者等支援制度検討委員会	(1) 区における犯罪被害者等支援体制の基本的な考え方について (2) 今後の進め方について (3) 検討作業部会員の選出依頼について
H20. 9. 22	第 1 回 犯罪被害者等支援制度検討 作業部会	基本方針策定に向けて① (1) 支援関連事業等抽出調査の結果について (2) 基本方針策定に向けて今後の進め方 (3) 職員研修の実施について
H20. 10. 31	第 2 回 〃 作業部会	基本方針策定に向けて② ・ 支援関連事業等について ① 相談・情報提供の窓口 ② ニーズに応じた支援 ア 保健・福祉的支援 イ 損害の回復・経済的支援
H20. 11. 27	第 3 回 〃 作業部会	基本方針策定に向けて③ (1) 関係機関等との連携 ・ 警察署、民間支援団体等 ・ 練馬区犯罪被害者等支援推進連絡会議の設置 ・ 情報の集約の方法 (2) 区民の理解と協力 (3) 基本方針（案）について
H20. 12. 15 H21. 1. 20	犯罪被害者等支援に関する研修 人権教育研修会「犯罪被害者やその家族」	区職員対象 区立幼・小・中教員対象
H21. 1. 30	第 2 回検討委員会・第 4 回作業部会合同会議	基本方針策定(案)について

(資料 4)

練馬区犯罪被害者等支援推進連絡会議設置要綱

平成 21 年 3 月 23 日

練総人発第 722 号

(設置)

第 1 条 練馬区における犯罪被害者等の支援施策を、関係機関と連携し総合的に推進するために、練馬区犯罪被害者等支援推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(目的)

第 2 条 連絡会議は、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の規定に基づき、練馬区と関係機関とが相互に協力し緊密な関係を図ることにより、犯罪被害者等への適切な支援実施と二次的被害防止対策を効果的に推進することを目的とする。

(所掌事務)

第 3 条 連絡会議はつぎに掲げる事項を所掌する。

- (1) 犯罪被害者等支援に関する総合的調整および施策の推進に関すること。
- (2) 犯罪被害者等支援に関する情報収集および交換に関すること。
- (3) その他犯罪被害者等支援に関して必要な事項に関すること。

2 前項第 2 号の犯罪被害者等支援に関する情報収集に当たっては、練馬区の各組織に対して犯罪被害者等支援の実施状況について報告調査を実施するものとする。

3 連絡会議での検討に当たっては、犯罪被害者等支援に実績と手法の蓄積がある民間支援団体等の意見および助言を聴くものとする。

(構成)

第 4 条 連絡会議は、別表に掲げる委員および民間支援団体等をもって構成する。

(連絡会議)

第 5 条 会長は、連絡会議を招集し、これを主宰する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、他の関係者の出席を求め、発言させることができる。

(検討部会)

第7条 連絡会議に必要な応じて検討部会を置くことができる。

2 検討部会は、連絡会議から付議された事項について調査・検討する。

3 検討部会に検討部会長を置き、練馬区総務部人権・男女共同参画課長の職にある者をもって充てる。

4 検討部会は、連絡会議に属する関係組織および検討部会長が別に指定した組織に属する者をもって構成する。

5 検討部会長は、検討部会を招集し、運営し、および、検討部会の経過または結果を連絡会議に報告する。

6 検討部会長は、必要があると認めるときは、他の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

7 検討部会は、連絡会議に属する関係組織および会長が別に指定した機関に属する者をもって構成する。

(庶務)

第8条 連絡会議に関する庶務は、総務部人権・男女共同参画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。



別表（第4条関係）

会長	練馬区総務部長
副会長	練馬区総務部人権・男女共同参画課長
委員	練馬区区長室広聴広報課長
〃	練馬区危機管理室安全・安心担当課長
〃	練馬区区民生活事業本部産業地域振興部経済課長
〃	練馬区健康福祉事業本部福祉部地域福祉課長
〃	練馬区健康福祉事業本部福祉部総合福祉事務所の代表所長
〃	練馬区健康福祉事業本部健康部保健予防課長
〃	練馬区健康福祉事業本部児童青少年部子育て支援課長
〃	練馬区環境まちづくり事業本部都市整備部住宅課長
〃	練馬区環境まちづくり事業本部土木部交通安全課長
〃	練馬区教育委員会事務局学校教育部庶務課長
〃	練馬区教育委員会事務局学校教育部教育指導課長
〃	警視庁練馬警察署警務課長
〃	警視庁光が丘警察署警務課長
〃	警視庁石神井警察署警務課長
民間支援団体等	社団法人 被害者支援都民センター 相談支援室長

(資料5) 練馬区内の犯罪発生状況(平成20年中)

平成20年(12月31日現在)			
犯罪種別	発生件数	内 訳	内 訳 の 件数
非侵入窃盗	6,405 件	自転車盗	3,646 件
		ひったくり	129 件
		す り	36 件
		自動車盗・置引・万引等 その他の非侵入窃盗	2,594 件
侵入窃盗	589 件	空き巣	367 件
		事務所荒し	45 件
		忍込み・出店荒し等 その他の侵入窃盗	177 件
粗 暴 犯	328 件	暴行・傷害	303 件
		脅迫・恐喝等 その他の粗暴犯	25 件
知 能 犯	619 件	振り込め詐欺	219 件
		その他の知能犯	400 件
凶 悪 犯	50 件	殺人	13 件
		強盗	29 件
		放火・強姦等 その他の凶悪犯	8 件
風 俗 犯	71 件	わいせつ	36 件
		賭博等その他の風俗犯	35 件
そ の 他	1,364 件	上記の犯罪に 属さない刑法犯	1,364 件
総数(合計)	9,426 件	内訳合計	9,426 件